

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

平成21年12月16日

平成20年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 災害時における個人情報保護のあり方について (防災局)
- 2 日野郡民会議の今後のあり方について (総務部)
- 3 新エネルギーの導入促進について (総務部、生活環境部)
- 4 職員のメンタルヘルス対策について (総務部、教育委員会)
- 5 職員のコンプライアンス意識の徹底について (総務部、教育委員会)
- 6 移住定住促進の取組について (企画部)
- 7 余部鉄橋架替事業の投資効果について (企画部)
- 8 地域生活支援事業「ひだまり」の利用者の自立支援について (福祉保健部)
- 9 梨の生産振興について (農林水産部)
- 10 なら枯れ被害の防止拡大について (農林水産部)
- 1 1 土砂災害特別警戒区域の指定について (県土整備部)
- 1 2 企業局の今後のあり方について (企業局)
- 1 3 厚生病院改革プランの実効性の検証・評価と見直しについて (病院局)

決算審査特別委員会委員長報告

(平成二十一年十二月十六日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第21号「平成20年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第22号「平成20年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第26号「平成20年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成22年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところですが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（福本竜平 主査）、福祉生活（澤紀男 主査）、農林水産商工（伊藤美都夫 主査）、企画県土警察（上村忠史 主査）、県営企業（興治英夫 主査）、病院事業（藤繩喜和 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、各部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

その結果、付託された3議案はいずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、災害時における個人情報保護のあり方について あります。

台風、地震など災害時の救助活動は、一刻一秒を争うものであり、救助活動に時間がかかると尊い人命が損なわれることになります。このため、日ごろから町内会や隣近所により、高齢者や障害者などの要援護者をはじめとする地域住民の情報を共有することにより、有事の際には円滑な救助活動を行うことが可能となります。

しかし、平成17年の個人情報保護法の制定以降、個人情報保護に対する住民の過度な反応により、必要な名簿の作成ができないなどの弊害が起きているのが現状であります。

何のために個人情報を集めるのか、また、個人情報を提供した場合のメリットを住民に啓発し、合意形成を図るとともに、防災における個人情報の受け皿である自主防災組織の設置促進を図り、その上で、町内会等における地域住民の個人情報の共有化を早急に行うことが可能となるよう、市町村と連携して取り組むべきであります。

第2点目は、日野郡民会議の今後のあり方について であります。

日野郡民会議は、鳥取県庁から最も遠くにある日野郡の諸課題に関する住民の意見を県政に反映させるため、平成14年からモデル事業として取り組まれています。

当初は委員の応募は定数の2倍という状況でしたが、今期（第4期）は約6割が継続委員である上、定数を割った状況にあります。

このことは、設置当時と比べて、情報化の進展や、県のみならず各町においても公聴制度が充実してきたこと等により、住民の郡民会議に対する関心が薄れてきたことの表れと推測されます。

また、郡民会議に寄せられる意見も、具体的施策につながる内容へと進化してはいますが、産業、教育、福祉等広範にわたり、県及び日野郡3町で一体的に取り組むべき課題も多い状況となっています。

一方で、昨年10月には中山間地域振興条例が制定され、これに基づいて中山間地域振興協議会を県内4地区に設置して、住民ニーズの把握や地域の実情に合った施策の検討を行っているほか、市町村間あるいは県と市町村など、新たな枠組みによる事務の執行について「連携・共同事務検討協議会」を県内4地区に設置して検討を始めているところであります。

以上のことから、日野郡民会議は設立時のモデル事業としての役割を果たしており、地域の公聴機能を担うシステムも他に構築されていることから、その成果と課題を検証し、廃止あるいは他の協議会との統合も含め、今後のあり方を検討すべきであります。

第3点目は、新エネルギーの導入促進について あります。

地球温暖化への対応として、本県では太陽光発電、風力発電、中小水力発電、木質バイオマスなど様々な小型新エネルギーの技術開発・導入を行っているところであります。

その中でも、住宅用太陽光発電については、市町村と共同した補助などにより普及が進みつつありますが、他の新エネルギーについては、技術面・経済性など依然として課題があり、革新的な技術開発、導入支援制度の充実が必要であります。また、県有施設が新エネルギーを率先して導入し、県民・事業所等にPRを図るとともに、事業者の育成を図ることが期待されているところであります。

このため、県においては山陰海岸学習館、西部総合事務所と食肉衛生検査所にペレットボイラーを導入しているところであり、また、他にもペレットストーブを導入しているところであります。

しかし、その他の県有施設については、設計段階で新エネルギーの導入が検討されていないなど、県庁内で共通の見解が得られていないと思われる事例が見受けられます。

については、今後も県有施設が改修・新築する場合は、新エネルギーを積極的に導入するよう県庁内で共通認識を徹底するとともに、新エネルギーの導入計画を策定することが必要であります。

第4点目は、職員のメンタルヘルス対策について あります。

厳しい財政状況の下、多くの自治体で業務の効率化が進められ、限られた人員で、一人ひとりが持てる能力を最大限に發揮し、県民の視点に立った行政サービスを効率よく提供することが求められるようになっていきます。

しかし一方で、業務の多忙化や複雑化が進み、さらには、本人の能力や適性に応じた人材配置や業務量が確保されないこと、職場における人間関係の希薄化等が要因となって、本県においても、職場内で孤立し、仕事やストレスを抱え込むなどして、心身に不調をきたし、長期休職する職員は後を絶ちません。

とりわけ、学校現場で児童・生徒を預かる教職員が心の病気により休職するケースは増加傾向にあり、そのうち約4割が再発しているという実態をみても、職場におけるメンタルヘルス対策は万全とはいえない状況にあります。

メンタルヘルスは、セルフケア（自己管理）はもちろんのこと、職場の管理監督者が不調をきたした職員への初期対応を誤ると、病気が長期化・重症化したり、再発しやすくなることを十分認識し、日頃から風通しのよい職場環境づくりと早期発見・早期対応に努める必要があります。

については、職員のメンタルヘルスを組織管理上の問題として再認識し、メンタル疾患の減少と再発防止のための実効性ある対策を早急に講じるべきであります。

第5点目は、職員のコンプライアンス意識の徹底について であります。

平成21年1月に実施された会計検査院の検査及びその後に実施された県独自調査で、20年度執行分を含め複数の年度に渡って不適正経理が判明しました。

平成18年度に不適正な経理処理による資金造成等が判明した後に策定した「鳥取県職員コンプライアンス行動指針」など一連の対応策が徹底されてないことを明らかにするものです。

法令遵守は、すべての県民に対し、常に誠実で公正、公平に職務を遂行するための基本であるという認識を職員全員が共有しない限り、いかなる対応策もモグラ叩きにしか成り得ません。

公務員は全体の奉仕者であるという使命感、誇りが県庁の隅々まで行き渡るような風土を醸成することにより、職員のコンプライアンス意識を徹底させるべきであります。

第6点目は、移住定住促進の取組について であります。

移住定住促進の取組みについては、平成19年度から30年度までの累計で1,000人の目標を掲げ、県の相談窓口の設置や移住定住推進交付金を通じた市町村支援などが実施されています。

この結果、市町村の窓口で把握している人数として、平成20年度は172人の実績があがっていますが、専任の職員を置いている自治体とそうでないところでその実績に大きな開きがあるのが実情であります。

移住定住の取組みは今後も積極的に推進すべきものであり、既に取組みが進んでいる市町への一層の支援に加え、取組みが遅れている市町村に対しては、人的支援も視野に入れた、より効果的な施策を行うなど、全県的な展開を図るべきであります。

第7点目は、余部鉄橋架替事業の投資効果について であります。

余部鉄橋架替事業は、強風による列車の運休、遅延の削減を目的としており、平成22年度内の事業完了を目指し現在の鉄橋からPC橋への架替工事が鋭意進められているところであります。

本事業の実施により、山陰本線の飛躍的な定時性の確保が見込まれますが、現在の列車ダイヤは、兵庫県浜坂駅を境に、東西の接続が分断されている状況にあり、抜本的なダイヤ改善が図られなければ、本事業の投資効果を十分に發揮することはできません。

山陰本線は、兵庫県但馬地方と本県を結ぶ生活交通としての機能に加え、山陰海岸が世界ジオパークネットワークの国内候補地になったこともあり、京都・兵庫・鳥取の広域観光の輸送ルートとして今後一層重要な役割を担うことになります。

これらを踏まえ、本事業の遂行に併せ、西日本旅客鉄道に強く働きかけ、抜本的なダイヤ改善の実現に努めるべきであります。

第8点目は、地域生活支援事業「ひだまり」の利用者の自立支援について であります。

「ひだまり」は、児童養護施設などを退所した人たちや里親の元を離れた人たちが、社会的に生活することができるよう様々な支援や相談を実施しており、昨年度においては延べ人数で602人の相談・支援を実施しています。

しかし、本事業は国庫補助金を受けたモデル事業であり、今後、児童養護施設などを退所した人たちや里親の元を離れた人たち同士が自ら助け合っていくことができるネットワークを構築するなど、本事業を利用者の自立につなげるようなステップアップの施策が必要であり、そのネットワーク構築に係る研究・検討を関係者の意見を良く聞きながら行うべきであります。

第9点目は、梨の生産振興について であります。

本県の梨の生産は昭和58年をピークに減少を続け、平成20年度には生産農家、栽培面積とも1／3程度となっております。

言うまでもなく、梨は鳥取県を代表する产品であり、次世代においても鳥取県を発信出来るブランドとして生産体制を構築する必要があります。

県は、梨の生産振興を図るため、平成20年度までの10年間でハード、ソフト両面にわたって、次世代梨産地育成事業、21世紀園芸産地づくり事業、二十世紀梨再生促進事業等、約17億円に及ぶ梨の振興対策事業を繰り返してきましたが、産地の縮小に歯止めがかかっていません。特にここ数年、価格の低迷、市場に出回る果物の多様化等その環境は益々厳しくなるばかりであり、農家の梨離れは急速に進んでおり、このままでは産地崩壊が心配されます。

「作れば、売れる」という時代ではないことを充分に認識し、消費者ニーズに適合した生産・販売体制について抜本的対策を早急に再検討すべきであります。

第10点目は、なら枯れ被害の防止拡大について であります。

なら枯れ被害は平成3年に確認されて以来、県東部地区を中心に拡大を続け、平成21年（9月末）には、県内8市町で発生、被害木は11,128本（2,940m³）に及んでいます。

その対策として、県はヘリコプターとG P Sを活用して被害木を特定し、徹底駆除を行う市町に補助を行ってますが、被害は急速に拡大し、県西部にも拡大しつつあります。

このままでは、大山周辺のミズナラ巨木群など本県が誇る美しい景観を形成している地域に被害が及ぶのは時間の問題となっています。

このため、初期被害の発見を迅速に行うため、関係機関や他県との連携を一層強化するとともに、県民も巻き込んだ巡視活動を組織的に行うなど、広く県民運動を展開し、被害木の早期発見、早期駆除を徹底するなど、第二の松くい虫とならないよう、徹底した取り組みを早急に講じるべきであります。

第11点目は、土砂災害特別警戒区域の指定について あります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命、身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地を土砂災害特別警戒区域として指定することができることとなっています。

このおそれがある箇所として現在6, 168箇所が想定されていますが、実際に指定されているのは、平成20年度までわずか2箇所に止まっています。

当該区域に指定されることにより、特定開発行為の制限等、一定の私権の制限が課せられることとなります。近年、土砂災害による甚大な被害が各地で発生していることを踏まえ、これらの被害拡大を防止する観点からも、関係者の理解を得て、早急な指定に向けた取組みを行うとともに、治山、砂防対策の着実な推進を図るべきであります。

第12点目は、企業局の今後のあり方について あります。

企業局においては、平成18年10月に策定された「鳥取県企業局の今後のあり方」の実現に向けてコストの削減や経営の効率化に努めてきた一方で、工業用水の新規需要拡大や埋立地の販売促進では、思った以上に成果が上がっていない現状があります。

この度、平成22年度までの経営改善5か年計画の進捗状況の検証や次期5か年計画の策定に向けた検討を行うため、企業局外部の委員による「企業局改善検討委員会」が設置されたところであります。

しかしながら、この外部委員の評価の導入については、平成20年度に監査委員より指摘されていたにもかかわらず、委員会を立ち上げたのは平成21年10月であり、指摘より相当のずれがあります。監査委員からの指摘を真摯に受け止め、今期計画の評価及び次期計画の策定作業を早急に進めるべきであります。

また、県政課題における企業局のあり方を含め、地方公営企業法に規定している公共の福祉の増進といった公営企業の本来目的に照らして、現在実施している3事業についての必要性、更には企業局そのものの必要性についても、幅広くかつ原点から議論を行い、検討を進めていくべきであります。

最後に、厚生病院改革プランの実効性の検証・評価と見直しについて であります。

平成20年度は、県立病院改革プランの初年度にあたります。改革プランには県立病院が果たすべき役割やその役割を果たして行くための改革戦略と併せて、経営改善に向けて医業収支の改善を図る経営効率化計画が示されています。

厚生病院では、この経営効率化計画により、検査機器の総合リースや後発医薬品の採用の推進、SPDの導入による経費削減や在院日数の短縮による入院診療単価アップ等による収入増を図ってきたものの、20年度の決算において、純損失は5億4,704万円となり、5年連続して赤字という結果となりました。

現在、医師及び看護師の確保による閉鎖病棟の再開等がなされたことにより一定の収入増は期待されるものの、このプランの目標を実現するためには、厚生病院を含めた中部医療圏域全体の人口構成、患者数、他病院の状況等の現状や動向を踏まえた厚生病院の医業収支改善のシミュレーションなどを行い、改革プランの検証と評価を行い、適宜改革プランを見直すこと等、その実効性について最大限の努力をすべきであります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。